

| | |
|------------------|---|
| Title | 勧学院創設の背景 |
| Sub Title | The historical background of the establishment of Kangakuin |
| Author | 犬塚, 富士夫(Inuzuka, Fujio) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1980 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.173- 191 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 国史 第五〇巻記念号 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0177 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

勸 学 院 創 設 の 背 景

犬 塚 富 士 夫

勸学院は、類從三代格卷十二に、

件院。是贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣去弘仁十二年所建立也。

とあるのによつて、弘仁十二年、藤原冬嗣によつて開設されたものであることが知られる。また、開設の目的は、統日本後紀承和三年五月二十六日の条に、

故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣。情深_ニ謙挹_一。義貴_ニ能施_一。遂乃折_ニ割食封千戸。貯_ニ収於施薬勸学兩院。藤原氏諸親絕之者。同氏子弟勤學之輩。量班_ニ与之。

とあるので、一族の勤学子弟への給費であったものと思われる。この場合、勤学子弟とは具体的には、藤原氏一族の大学寮学生のことであろう。そうすると勸学院は、藤原氏の学生に給費を行うための施設であるということになる。

さらに、勸学院は後に大学寮別曹に認められることになる。前記の三代格の記載は貞觀十四年の官符の一部であるが、続けて次のように記している。

即為_ニ大學寮南曹。但不_レ被_レ管_ニ寮家_一創業年深。

時期の考証は後に譲るとして、この記載から勸学院は貞觀十四年にはすでに大学寮別曹と認められていたことがわかる。

ここに勧学院は、藤原氏一族の施設、即ち「氏院」としての私的な性格と、大学寮別曹としての公的な性格とをあわせもつことになるのである。

以上のことから、勧学院の創設を論ずるにあたっては、まず一族の施設としての勧学院開設の理由を究明し、次いで大学寮別曹としての勧学院成立の理由を明らかにするのが、正しい順序であることがわかる。しかし、従来の諸研究においては、この両者がはつきり区別されないままに勧学院の創設が論ぜられる傾向があつたように思われる。そこで私はこの小論において、まず一族の施設としての勧学院の開設を、延暦期に大学寮学生の官界進出が有利になつたこととの関連において論じ、次いで、大学寮別曹としての勧学院の成立を大学寮内における文章道の抬頭との関連において論じようと思う。大学寮別曹としての勧学院の研究には、すでに諸先学の優れた業績がある。⁽¹⁾しかし、この拙論において、勧学院のもつ二つの側面を明確に分離したうえで、その成立を論ずる点にいささかなりとも特徴を見出してもらえるならば、私の了とするところである。

二

大学寮の性格については、官吏養成機関であるとか、官界への登竜門であるとかの見解が存する。しかし、大学寮の性格をこのように一言で表現することには無理がある。天智朝にはじまり、ほぼ五百年間にわたって存続した大学寮の性格が常に一定であつたとは思えない。また、学生の立場によつて、大学寮が官界への登竜門たり得た場合もあるし、登竜門としての役を果たさなかつた場合もある。即ち、大学寮には、庶人の子弟より五位以上の子孫、更には諸王までが学生として籍を置いていたのである。この場合、諸王は言うにおよばず、五位以上の所謂蔭子孫にとって大学寮は決して登竜門とは言えなかつた。彼等は一定の年令に達すれば、親の蔭によつて一定の位に叙され、労せずして官界へ進出することが可能だったわけである。それに対し、わずかに帳内・資人らの官人機構最下層部に進出する道しかなかつた庶人子弟に

とって、成績次第で一定の叙位を得る可能性のあった大学寮が、いかに重要な登竜門であったかは、容易に推し測ることができよう。

右に述べた如く、大学寮の性格を簡単に云々することはできない。しかし、大学寮の歴史において、その登竜門としての性格が、延暦年間に至って特に強められたことは確かである。即ち、延暦年間に至って、大学寮で学問することが、官界進出に大変有利に働くようになったということであり、それはあらゆる階層の学生にとってあてはまることが、しかし、それにはただ単に大学寮に籍を置くだけでなく、実際に学問の実力を身につけなければならぬことであった。

大学寮のこのような機能を利用する目的で藤原氏は勧学院を開設したものと思われる。当時藤原氏は未だ官界における絶対的権勢を獲得していない時期であった。というよりはむしろ延暦から弘仁にかけては、藤原氏の衰退の時期であった。このような藤原氏の内部的事情と、大学寮の性格の変化とが、氏院としての勧学院を成立させる原因となつた経緯をまず究明しようと思う。

大学寮から正規のコースを経て出身する場合、大学で二絆以上に通じ、出仕を望んで聽されたものは挙送され、官吏登庸試験を受けることができた。⁽²⁾しかし、そこに制度上二つの問題点があった。一つは考課令と選叙令とに矛盾があつて、得第しても叙位されないケースがあつたことである。二つは、叙位に際して薩子孫や有位者の特權が生かされていなかつたことである。そしてこの問題点がともに延暦期に解決され、その結果大学寮から登庸試験を受けて出身する方法が極めて有利になつたのである。ではまず第一の問題点から考察を進めることにしよう。

令の規定によれば登庸試には四種類のものがあった。秀才・明經・進士・明法がそれである。それぞれいかなる場合に得第し、また叙位されたのか、考課令、選叙令によつて調べてみよう。まず秀才に関しては考課令に、

凡秀才。試方略策二條。文理俱高者。為ニ上々。文高理平。理高文平。為ニ上中。文理俱平。為ニ上下。文理粗通。為ニ中上。文劣理滯。皆為ニ不第。

と規定されている。即ち、秀才試では上々から中上までの四階のいずれかであれば得第とみなされたわけである。ところが、これに対する叙位の規定は選叙令に、

凡秀才出身。上々第正八位上。上中正八位下。

とあるように、上々、上中二第のものにしか位はあたえられなかつたのである。この秀才得第の困難さは、経国集序文に、対策者が慶雲四年から天長四年に至る百二十年間に三十八人であつたことや、類從符宣抄に、慶雲から承平五年まで、およそ二百三十年の間に、献策者が六十五人であったと記されていることによつて明らかであろう。また、一代の碩学とうたわれた菅原道真でさえ、ようやく中上第であつたことは、いかに得第、叙位の基準が高いものであつたかを推測せしめよう。

次に明經の場合は、考課令に、

凡明經。試周礼。左伝。礼記。毛詩。各四條。余經各三條。孝經。論語。共三條。皆舉_ニ經文及注_ニ為_レ問。其答者。皆湧_ト弁_ヨ明義理。然後為_レ通。通_レ十為_ニ上々。通_ニ八以上_ニ為_ニ上中_ニ。通_レ七為_ニ上下_ニ。通_ニ六為_ニ中上_ニ。通_ニ五及一經_ニ。若論語。孝經全不_レ通者。皆為_ニ不第_ニ。通_ニ一經_ニ以外。別更通_レ經者。每_レ經問_ニ大義七條_ニ。通_ニ五以上_ニ為_レ通。

と規定されている。これも秀才と同じく四階の得第が認められているにもかかわらず、実際に叙位されるのは上々、上中第のみで、その位はそれぞれ正八位下、從八位上であつた。

進士は時務策一條と文選・爾雅の諳読で、甲第と乙第とがあつた。⁽⁴⁾ 甲第は從八位下、乙第は大初位上にそれぞれ叙される定めであつた。⁽⁵⁾

明法は律令十條で、内訳は律に七條、令に三條で、全通を甲第、八以上を乙第とし、七以下は不第とした。⁽⁶⁾ そして甲第には大初位上、乙第には大初位下が与えられた。⁽⁷⁾

右にみたように、大学寮から正規のコースを経て出身しようとすると、得第の基準が高いうえに加えて叙位の基準も高

く、実際に叙位にあずかるものは殆ど出ないという状況であった。その傾向は秀才、明経において特に顕著であった。そこで延暦年間の大学寮教育奨励策の一環として、この問題がとりあげられ、延暦二十一年、次のような太政官奏が裁可された。⁽⁸⁾ 少し長くなるが必要上記しておくこととする。

延暦二十二年六月八日太政官奏。秀才明経更開叙法。并加減明法等生員事。秀才上々第。元叙正八位上。上中第元叙正八位下。^{已上依旧不改} 上下第元留省不叙。今定大初位上。明経上々第。元叙正八位下。上中第元叙從八位上。^{已上依旧不改} 上下第二元留省不叙。今定大初位下。中上第元留省不叙。今定少初位上。右得式部省解稱。大學寮解稱。文章博士從五位下賀陽朝臣豐歲。助教正七位上越知直祖繼等牒稱。謹案考課令。課試秀才明經。並以四考為限。案選叙令云。一色出身叙法。同以二等為例。得第叙法具如件。今檢法意。上下中上二等之第。白丁僅得留省。有位曾无所進。因茲赴学之流。无意果業。苟規容身。競為東西。竊尋其由。良有以也。唐國則音詞自合文字。言語常諳故事。然猶古来嘉作。其数无幾。才美之難。往哲所歎。此俗則辭義將字相乖。翻訛触事易志。是故建法以降。殆向百歲。一色出身。未及數十。因此論之。難易自明。今以難及之科。抑難進之士。恐後生解体。此道廢絕。謹案唐開元令。秀才明経兩色出身。並立四等叙法。就中。秀才上中第正九品上。中上第正九品下。明経上下第正九品下。中上第從九品上。望請准拋唐令。更開叙法。以励後進者。省依解狀。謹請官裁者。今檢省解實合事宜。但令条上々上中二等叙法重於唐令。推尋其旨。事在勤励。伏望上々上中二等叙法。依旧不改。上下中上二等之法。一依唐令。其入色之輩。乃用此法。若白丁者。降一階叙。有位之人。於本位上。計本第階更加叙之。一依去延暦十三年十月十一日格。(後略)

式部省の解をとりあげて行われたこの官奏の主旨は、考課令で上々から中上まで、四等の得第を規定しているのに、選叙令で上々上中二等のみしか叙位されないのは道理にあわない。これでは学生の勉学意欲を失なわせてしまう。唐令でも秀才・明経は四第の叙位を定めているので、これを参考にして改めるべきである、というものである。なお、この官奏にお

いては、秀才中上第の叙されるべき位を記していなが、前後の関係から判断して、大初位下に叙されたものと考えてよからう。延喜式部式上にそうみえていることからも明らかであろう。この決定によつて、秀才・明經の出身が著しく有利になつたことは想像に難くない。秀才・明經において、上々上中の得第が極めて困難であつた実情を考えるならば、この改正によつて、秀才・明經の出身がようやく現実的なものとなつたことを意味しているのである。その当然の結果として、これ以後秀才出身者が多く史上に登場するようになつた。そのうちでも橘廣相は参議に登り、菅原道真は右大臣となつてゐる。その他、朝野鹿取、南淵弘貞等、文章生より身を起こして参議に至つたものもみられるようになるのである。右の改正後ほどなく、明法の出身にも特典があたえられることになつた。弘仁四年三月二十六日の官符は次のように記している。⁽⁹⁾

応下明法生試通ニ六七条ニ任中國博士上事。

右被ニ右大臣宣ニ傳。奉レ勅。明法出身与ニ他業ニ異。通ニ八已上ニ乃預ニ叙例。七条已下皆為ニ不第。学者弥倦罕ニ習ニ其業。自今以後。宜ニ通ニ件條ニ任ニ國博士ニ以勸中生徒上。

この措置は、恐らく延暦二十一年の改正に対応してとられたものであろう。ただ秀才・明經の場合と異つて、すぐに叙位に預かることにはなつていなが、それまで不第とされていた「六七条に通ずるもの」に任官の道を開いたといふことは、やはり大学寮学生にとって大きな特典であつたと言えよう。

これまで述べたところで、延暦から弘仁にかけて、官吏登庸試験の秀才・明經・明法三科の叙位及び得第規定が、大学寮学生にとって有利になる方向で改正されたことが明らかになつたものと思う。なお、進士に關しては何の変化もみられないが、この科は、秀才と内容が似てゐるにもかかわらず叙位は低いため、応試の例が殆どみられないるのである。そのため特に規定を変更する必要もなかつたものと考えられる。

では次に、前述の第二の問題点、即ち叙位に際して、蔭子孫や有位者の特権が生かされていなかつた点に関し、それが

どのように解決されたかを見てゆきたいと思う。この問題に關してはすでに拙稿において詳しく述じたので、ここではこの小論に必要な最小限の範囲でふれておくことにする。

令制においては蔭子孫が秀才・明經の上中以上で得第した場合、本蔭に一階を加えて叙すとの規定がある。しかし白丁の場合でも「孝悌被表顯者」は本第に一階を加えて叙されるのであつた。そしてたとえ蔭と孝悌被表顯両方の条件をそなえていても二階加叙されることはなかつた。従つて蔭子孫が上中第以上で得第したところで一階進められるに過ぎず、時によつては白丁の出身者とそれほど差のない出身をする場合があつたのである。分かりやすく蔭子孫と白丁の場合の出身を例によつて比較してみよう。

いま仮に従四位の嫡子が秀才の上々第で得第したとしよう。従四位の嫡子の蔭位は従七位上であり、秀才上々第の叙位は正八位下である。この場合、当然高いほうの位で出身できるので、⁽¹¹⁾蔭位が採用されるわけだが、秀才上々第に得第しているので、一階進められて正七位下に叙されることになる。もしこれが従五位の嫡子の場合だと、本蔭従八位上に対し、秀才上々第は正八位下であるから、正八位上に叙されるわけである。

一方、白丁の場合は秀才上々第ならば正八位下にそのまま叙されるのみであるが、もし孝悌被表顯者であれば一階進められて、正八位上に叙されるのである。そうすると、右の従五位の蔭子と白丁との出身の差が全くないことになつてしまふ。また、考え方によれば、同じように苦労して勉学した結果、従四位の嫡子の場合は、当然叙されるべき位より一階得するのみであるが、白丁の場合、本来叙位の望みのないところを、試験通過のため特に叙されるわけで、一番下の位から考えれば、八階得したことになる。従四位の蔭子の場合、苦労して勉学した結果がただの一階の得であり、白丁の場合は八階の得という矛盾がおこるわけである。このことは、学生にしてすでに位を有するもの、即ち有位学生と白丁との関係においても言えることであった。

蔭子孫を含めた有位学生と白丁学生との右のような関係は、当然有位学生をしてその有位であることの特権を主張させ

ずにはおかぬ。有位者であることの特權を生かすような加叙の規定を設けることを主張するのは、当然であろう。その結果、延暦十三年に至って、有位学生の特權を保護することを打ち出した官符が発せられた。選叙令集解には次のように記されている。

延暦十三年十月十一日官符云。應下出身得第本位上加ニ本第一叙上事。右被ニ右大臣宣ニ稱。奉ニ勅。選叙令云。秀才明經得ニ上中以上。有ニ蔭及孝悌被ニ表顯ニ者。加ニ本位本第一階ニ叙者。除此之外。至ニ有位人。本位本第有ニ相当ニ者。更不ニ加叙。拠レ理論レ之。事乖ニ勸誘。自今以後。出身得第之徒。先有ニ本位ニ者。於ニ本位上。計ニ本第階ニ。更加ニ叙之。使トニ後進輩ニ有ヒ所ニ希求。自余依ニ令。以為ニ恒例。

この官符の主旨は言うまでもなく、「本位の上に本第階を計つて加叙する」ことである。これを実例に照らして調べてみると、結局、全く無位のものが得第によつて取得したと考えられる階数と同じ階数を本位のうえに加叙するというものである。秀才上々第の場合の叙位は正八位下であるから、白丁にとつては七階の取得にあたるわけで、有位者の場合は本位のうえにその七階を加叙するという方式が確立されたわけである。

ところで、前述の如く、実際問題として、秀才や明經で上々第、上中第を得ることは、極めて困難であった。従つて右のような加叙方式が確立しても現実にその恩恵に預るものは殆ど無かつたと言つてよい。そこでこの加叙方式を実効あらしめるために行われたのが、延暦二十一年の叙位基準の改正だったのである。従つて延暦二十一年の改正即ち叙位基準の拡大は、白丁ばかりでなく、延暦十三年の加叙規定とあいまつて、蔭子孫や有位者の目を大学に向けさせる結果をもたらしたのである。

延暦年間に、大学から登庸試得第という正規のコースを経て出身する方法が非常に有利になつた状況は明らかになつたものと思う。一方これに対し、登庸試得第という正規のコースを経ないものに対しても国博士への任官の道が開かれるという特典が認められるようになつてきたことに関して述べておきたいと思う。

国博士は言うまでもなく、中央の大学に對して諸国に置かれた国学の博士である。大宝令では部内のものを任ずることとされていたが、人を得にくかつたものとみえ、大宝三年には次のように定められている。⁽¹²⁾

下レ制日。依レ令。国博士於^ニ部内及傍国^ニ取用。然温故知新。希^レ有^ニ其人。若傍国無^ニ人採用。則申^レ省。然後省選擬。

更請^ニ処分。

この措置によつて、部内及び傍国に人を得られない場合には、中央から派遣されるようになつたもようである。それは和銅元年四月に、「又諸国博士医師等。自^レ朝遣^レ補者」⁽¹³⁾とあることで推測できる。そして国博士に任せられるのは、後の例から判断してみな大学寮学生であった。このことは大学寮学生にとって、任官の道が開かれたことを意味するものである。しかしその一方、未だ成業しない学生が、妄りに推挙を求るという弊害をもたらし、靈亀二年にはそれが厳しく戒められている。⁽¹⁴⁾ このようなことがあつたことと、国学自体が必ずしも盛んであつたとは言えず、養老七年には按察使の治める国にのみ国学を置く措置がとられ、大学生の国博士への任官の道はきびしく制限を受けることになつてしまつた。ところがそのような事態も、宝亀十年に至つて一機に好転する。この年、国毎に博士、医師を置くことが認められ、大宝令の規定通りの一国一学制が復活したのである。⁽¹⁵⁾ その後、延暦十六年から弘仁十二年までの間、畿内の博士、医師の廢されたことがあつたが、それ以後はずつと平安朝を通じて、殆ど国毎に国学は設置されたものと思われる。そして大学寮学生が、その恩恵に預かったことは、言うまでもあるまい。また、前述のように、弘仁四年には、「明法生試六七条に通ずる者国博士に任すべし」との太政官符が出されて、国博士への任用の基準がゆるめられ、その傾向はさらに拡大してゆくのである。

以上論じたところで、延暦年間以後、大学寮学生の官界進出が極めて有利になつたことが明らかになつたと思う。ここで論旨を明らかにするため、これまで述べたところをまとめると次のようになる。

一、令制における登庸試の秀才・明經は、その叙位基準が高きに過ぎたため、両科の出身は殆ど不可能と思われた。しか

し、延暦二十一年に至り、秀才の上下・中上第、明經の上下・中上第に叙位の道が開かれた。また同じ登庸試における明法の六七条に通ずるものに国博士への任官の道が開かれたことも注目すべきことである。

二、大学寮学生が登庸試を受けて出身する場合、蔭子孫、有位学生の学問的労苦に報いるところが少なかつた。しかし、延暦十三年の有位学生得第出身における加叙規定によってそれが改められた。これにより有位学生はそれ以前にくらべて、一段と官界進出が有利に為されるようになつた。

三、国博士は大学寮学生の多く任ずる官であった。令制以後、数次の変遷を経て、宝亀十年に令制と同じ一国一学制が再び確立するに至り、大学寮学生の国博士任官への道が大きく開かれた。ただそれのみでなく、明法の六七条に通ずるものとか、学生の年三十一に至るもなお成業を遂ぐる能わざるものを白読課試により国博士へ任ずるという特典があたえられるようになつていつた。

これまで論じてきたことは、右の三点に要約することができる。では次に、このような歴史的、社会的背景と、藤原氏の勧学院開設との関係を論ずることにする。

鎌足にはじまり不比等、四卿と続き、九世紀後半の良房に至つて、ゆるぎなき霸権を確立する藤原氏も、延暦後半期に、一時深刻な衰退期を迎ねばならなかつた。その衰退を最もよくものがたるのは、延暦十五年右大臣継繩の死後、大同元年麻呂が右大臣に任ずるまでの十年間、藤原氏出身の大臣を全くみなかつたという事実である。仲麻呂の乱直後の天平宝字八年九月十四日に豊成が右大臣に就任して以後、内麻呂の右大臣就任まで、四十二年間で、藤原氏出身の大臣がみられなかつたのは前述の十年間のみである。内麻呂以後もそのようなためしはない。この点からみて延暦後半期の藤原氏が衰勢期にあつたことは明らかである。

このような衰退期にあつて、藤原氏は何らかの形で再出発を図ることは当然であろう。一族の再出発にあたつて、最も必要なことは、言うまでもなく人材の養成である。人材の養成とは言つても、単に学問を修めた教養人を作るというので

はなく、官界へ進出し、そこで活躍を期待できる人物の養成でなければならない。このような目的をもつ藤原氏が、大学寮教育に关心を向けたのは当然と言えよう。当時の大学寮は前述のように、学問の場であると同時に、官界進出の登竜門としての性格を非常に強めていたのである。再起をめざす藤原氏にとって、大学寮は絶好の足がかりであつたに違いない。藤原氏衰勢期の真只中に青年期を送った冬嗣によつて、勧学院が開設されたということは、よくその間の事情をものがたつてゐるものと思う。また、小論ではふれなかつたが、経済的基盤が弱く、給費制度の整つていらない大学寮において、長期にわたつて勉学を続ける学生たちは、困窮を極めたようである。そのような背景のもとに、給費という形で一族子弟の教育を援助する機関である勧学院が開設されたわけである。

三

奈良時代後期から平安時代初期にかけては、所謂文章經國の時代であり、文章が非常に重んぜられた時期である。それは「凌雲集」、「文華秀麗集」、「經國集」の三勅選詩集が編纂されたこと、或いは文人宰相の輩出したことなどにみえてゐる。このような風潮を反映して、大学寮においては、各学科のうちで文章道が特に尊重されたのであつた。そしてこのことは、大学寮別曹の成立と密接な関係を有すると思われる所以で、以下その点を究明してゆこうと思う。

そもそも草創期における大学寮の学科目中に文章道はなかつた。職員令、学令によつて判断すると、経学、書学、算学の三科と、経学の一課程としての音学があつたものと考えられる。このうち経学がその中心をなすものであることは言をまたない。諸史料に照らしても明らかであるし、学生数、教官の官位相当からみても一目瞭然である。しかしこのような大学寮の学科課程において、文章道的要素が全くみられなかつたわけではないことは、注目に値しよう。この点少し検討してみよう。

学令に、大学生挙送に関する規定として、次の二条がある。

凡学生通ニ二經以上。求ニ出仕者。聴ニ舉送。其應ニ舉者。試ニ問大義十条。得ニ八以上。送ニ太政官。

凡学生。雖ニ講説不長。而閑ニ於文藻。才堪ニ秀才進士者。亦聴ニ舉送。

右の二条は、大学寮の中心をなす経学科の学生の出身に関する規定である。そしてその出身に二通りの道があつたことが知られる。即ち、一は経学の義理を講究し、二經以上に通じた後、登庸試の明經より出身するものであり、他は文藻に閑れ、秀才、進士より出身するものである。文藻とは文章の藻麗をいうことは義解により明らかである。また選叙令によれば進士には、「時務に閑い、并せて文選、爾雅を読む者を取れ」と規定されている。従つて、経学を修める学生の中に、文章道的教科である文選や爾雅を学ぶもののいたことが知られるのである。ここに大学寮革創期における文章道的要素を看取することができる。しかしあくまでもそれは、経学科の中に混在していたのであって、この点に大学寮中における文章道の位置がうかがわれる。

文章道が右のような経学科への混在の形式に終止符をうち、大学寮の中で独立した一学科としての位置をあたえられたのは、神龜五年のことである。この年、従来の大学寮学科課程に一大改革が加えられたのであるが、史料により少し異同があり、明確を欠くので、この点を検討してみることにする。まず類從三代格卷四には、

勅

大学寮

律学博士二人

直講三人

文章学士一人

生廿人

以前。一事已上同ニ助博士。

神龜五年七月二一日

と記されている。これを裏付けるものとして、同じ類從三代格卷五貞觀十三年十二月二七日太政官符に、

去神龜五年初置_ニ律學_一為_ニ正七位下官。

とある。更に官位令集解正七位下官条に、

神龜五年七月二一日格云。勅。大學寮。律學博士二人。直講三人。文章博士一人。以前。一事以上同_ニ助教。

とみえている。これに対し、職員令集解大學寮条には、

狀云。天平二年三月二十七日奏。直講四人。

一人文
章博士。

律學博士二人。已上同_ニ助教。明法生十人。文章生二十人。簡_ニ

取雜任及白丁聰慧_一。不_レ順_レ限_ニ年多少_一也。

とある。また、類從三代格卷五弘仁十二年二月十七日の文章博士の官位を定むる官符には、

右依_ニ去天平二年三月廿七日格。置_ニ件官員_一定_ニ正七位下官。

とあり、いずれも前の三つの史料とくいちがつてゐる。

この点に関し、神龜五年に律學博士及び文章學士が置かれ、更に天平二年になつて明法生、文章生がそれぞれ置かれたとする見解があるが、⁽¹⁶⁾私は反対である。教官のみ置かれて学生が置かれなかつたということは考えにくいことで、神龜五年に教官、学生ともに置かれたものと考える。二、三の輪拠をあげれば、まず第一に、天平二年三月二十七日_一といふのは、得業生_ニ置かれた日である。得業とは、大学生の中で成績優秀なもの十人を選んで給費を行う制度であるが、このときは明經、文章、明法、算の得業生が選ばれている。そしてこれはいま述べた通り、その道の優秀なるもの、即ちその学科すでにかなりの実績をあげているものが選ばれるのである。従つて、文章得業生、明法得業生が選ばれるということは、すでにその学科で勉学を続けていたものがあつたと考へざるを得ないのである。第二に、天平二年三月二十七日以前の、同年三月三日の條に「文章生」という名称がみえるのは、学生の置かれていた何よりの証拠である。これらのことから判断して、私は、文章、明法は神龜五年にそれぞれ教官、学生が置かれて大學寮の中で、独立した学科となつたと考えるのである。

それでは天平二年に文章、明法の教官及び学生が置かれたという記事は如何に考えたらよいのであるうか。私はこの時、教官の名称及び学生の定員がはつきり定められたのであろうと考える。それは、神龜五年の場合、文章博士が文章学士となつてゐるし、明法の定員も全く記されていない状態である。従つて、実質的には神龜五年に新しい学科が発足し、天平二年になつてその形式が整えられたと考へればよいのではなかろうか。

このように文章道は神龜五年に確立したが、この時点における文章道の大学寮中での位置は、決して重要なものではなかつた。学生の定員は経学の四百人に對して二十人であり、文章博士の官位も経学の博士の正六位下に對して、助教と同じ正七位下であつた。また、学生の資格は、「簡取雜任及白丁聰慧。」というのであって、経学に比して一段と低いものであつた。これらの点からみて文章道はあくまでも経学の中の一分科として派生してきたもので、職員令集解の「直講四人（人文章博士）」という書き方はよくその間の事情をものがたつてゐる。

このような成立の事情にもかかわらず、その後文章道は大学寮の中で次第にその地位を高め、平安時代初期には、最も重要な学科とされるに至るのである。文章道の優勢は端的に、文章博士の官位にみてとることができる。規定では助教や直講と同じ正七位下官であるのだが、實際には助教や直講が多く六位から八位のものが任じられているのに對し、文章博士は五位のものが多く任じられている。⁽¹⁷⁾ そのような傾向はすでに奈良時代後半からはじまつてゐるが、平安時代に入つて特に強まり、ついに弘仁十二年に至つてその頂点に達する。弘仁十二年二月十七日、次のような官符が發せられている。

定_ニ文章博士官位一事

右依_ニ去天平二年三月廿七日格_ニ置_ニ件官員_ニ定_ニ正七位下官_ニ今被_ニ右大臣宣_ニ稱_ニ奉_ニ勅_ニ案_ニ唐令_ニ國子博士正五品上官_ニ其文章博士宜_ニ改_ニ易前格定_ニ從_ニ五位下官_ニ。

ここにおいて文章博士の官位は正七位下から一挙に從五位下まで引きあげられたのである。これは、大学博士の正六位下を更に二階上まわるものであった。文章博士は、名実ともに大学寮内の教官を通じて、その最高位を占めるに至つたので

ある。ただ官位そのものを云々するのではなく、このような事実の背後に、動かし得ない文章道の優位が認められるという点に注目すべきである。あくまでも経学を正統かつ中心の学科として発足した大学寮であればこそ、ただ大学博士といえば所謂明経博士を指したのであり、且つ官位も他の博士よりも高かつたのである。しかしそれも、文章道の抬頭のまえには如何ともすべきようがなかつたのである。

このような文章道の抬頭の中で、当然文章道専攻学生の増加は予想されるところである。しかし、定員は増加されなかつた。そのため、延暦年間になると、文章生となるには、まず大学に入り、一定期間学問に励んだうえで、試験を受け、それに通過してはじめて補されるという、きびしい制度が行われるようになる。⁽¹⁸⁾更に後には文章生の前に擬文章生二十人を置き、その中から試験で文章生をとることが行われるようになってくる。従つて文章生となるためには、学生→擬文章生→文章生という段階をふまねばならず、文章道は極めて狭き門となるのである。

文章生への道が狭くなるにつれ、文章生の資格に関して制限を設けようとする動きがおこつてくる。その制限には二通りあって、一は身分的制限であり、他は、大学寮内の曹司に起居しなければならないとする、いわば居住の制限である。以下において、その制限と、大学寮別曹としての勧学院の成立を論じてゆきたいと思う。

まず第一の身分的制限であるが、これが設けられたのは、弘仁十一年から天長四年に至る七年間のことである。⁽¹⁹⁾この間の事情を最もよくものがたっているのは、天長四年の都宿称腹赤の牒である。長きにわたるので、その要点のみを記しておこう。この牒における腹赤の主張は次の三点に要約することができる。

一、文章生の資格は、天平二年三月二十七日の格によれば、雜任及び白丁の聰慧なるものであった。それにもかかわらず、去弘仁十一年十二月八日の太政官符で、良家の子弟、三位以上の子弟と改正された。これは才を尚び、賢を養う大学の教育にとって、妨のあることである。従つて天平の格旨にもどすべきである。

二、去弘仁十一年の太政官符により、文章生は良家の子弟をとり、その文章生のうち、優れたもの五人を選んで俊士とな

し、更に俊士中より優れたもの二人を選んで秀才生と為すことにめられた。しかし、後に改正があつて俊士には良家の子弟でなくとも補されることになった。従つて俊士も文章生も課試を奉じて秀才となることは同じである。それならば俊士、文章生などと徒らに名目を増やすことはわざらわしいから、俊士の号はやめるべきである。

三、以前は文章得業生を二人置いて、登庸試の秀才と進士にあてていた。しかし、いまは専ら秀才生と称するようになつたが、実際に秀才試を奉ずるものは稀であろう。従つてこの名称も旧に復し、文章得業生とすべきである。

都腹赤の主張はほぼ右のようなもので、これはすべて聴き入れられている。やはりここで大きくとりあげられているのは、文章生の資格として、身分的な制限を設けた点である。定員の少ない文章生に対し、希望者は多いのだから、何らかの制限が必要となつてくるのは当然だが、それが身分であつたのが問題とされたわけである。この制限を設けるにあたつては、唐の昭文館、崇文館学生が引きあいに出されているが、前述の文章博士の官位引きあげにあたつては、唐の国子学を手本としていて、そこに統一制がなく、単なる口実であることは明らかである。いざれにしろこのような措置は、大学の理想に反するものとして強い反対にあい、わずか七年でまた旧に復すこととなつたのである。

しかし、文章生を選ぶために、何らかの規制を設けようとする考えは、その後も依然として存し、そこで第二の居住の制限が出されてくるのである。延喜大学式に、擬文章生に關して次のような二条の規定がある。

凡擬文章生。毎年春秋簡試。以ニ丁第已上者一補ニ文章生。從落第之輩猶願ニ割。聽ニ任擧ニ之。

凡擬文章生。以ニ廿人一為ニ限。補ニ其欠ニ者。待ニ博士擧。即寮博士共試ニ一史五条。以ニ通ニ三以上者上補之。其不レ住ニ寮家ニ者不レ得ニ貢擧。

これによれば、文章生の前の段階として擬文章生廿人を置き、彼らは大学寮に住んでいる学生のうちから選んだのであつた。擬文章生に限らず、学生が大学寮内に住まねばならないという規定はあつたようである。三善清行の意見封事十二ヶ条中に式を引用して、

又式云。学生不_レ住_ニ寮家_一者。不_レ得_ニ薦舉_一者。比年雖_レ有_ニ此式。不_レ能_ニ施行_一者。依_ニ学生之無_ニ食也。

と述べている。しかし実際問題として給費制度の確立していない大学寮において、そのような規定が守られないことは当然で、その点を清行は指摘しているのである。右の規定は一般の学生に対してはほとんど無意味だったようであるが、文章生たる資格としては厳しく守られたものと思われる。延喜式では擬文章生に対してのみ、寮家に住することが要求されていることから明らかである。もう延喜式のころには、一般学生に対しては、寮家に住むことを要求していなかつた。何故なら、擬文章生に対して寮家に住むことを要求しているということは、一般に行われていなかつたからに他ならない。

一般学生が皆寮家に住んでいるならば、とりたてて擬文章生たる資格としてそれを要求する必要はないわけである。このように、一般学生のうちでも、将来文章生たらんと欲するものは、是が否でも寮家に住まねばならなかつたのである。

ではこの規定はいつ頃から行われたのであらうか。私は清行の引用している式というのは、貞觀式であらうと考える。

この式が実際に施行されなかつたにしろ、このような規定が定められるからには、一応学生の大学寮内に住むことがある程度可能でなければならない。「大内裡圖考證付図」によれば、大学寮内に、明經道院、明法道院、算道院、都堂院（文章院）があつて、それぞれ東舍、西舍を有している。この東舍、西舍が学生の寄宿所に充てられたと考えられるが、文章院が開設されたのは承和初年と考えられる。⁽²⁰⁾ この文章院の開設により学生の宿舎は、以前に比してかなり規模を増したのである。前述の式の制定はまさにこのような時にはじめて可能となると言えよう。

承和初年、文章院の開設後程なく、学生の大学寮内に住することを強制するような式が制定されたことは右の通りである。また、そのうちでも、特に文章生たらんと欲する学生は、特にそれを強制されたものと思われる。このような規定のもとで文章生となるには、当然文章院に起居して、文章博士の講義を受けなければならなかつた。しかし、ひるがえつて藤原氏一族の場合はどうであつたろうか。すでに大学寮南辺の勧学院に起居して大学寮へ通つていたのであるから、右のような式は藤原氏子弟にとって、大きな打撃であつたろう。特に文章生志望のものにとつてはそうであつたろう。そこで

藤原氏は当然勧学院を、大学寮内の曹司と同格にみなしてもらうべく運動したに違いない。ずっと後になつて大学寮別曹と認められた学館院にしろ、撰学院にしろ、当事者が別曹と認められんことを奏上したことがはつきり知られるのである。⁽²¹⁾ではいつ觀学院が別曹と認められたかということになると、残念ながらいまここで時期を確定することはできない。しかし、文章院開設後、程遠からぬ時期であろうと推測できることは、前述の通りである。以上述べてきたところによつて、文章道の隆盛と、大学寮別曹としての勧学院の成立はほぼ明らかになつたものと思う。

四

私はこの小論において次の二点について論じてきたわけである。

- 一、延暦年間に大学寮が官界登竜門としての性格を強めたことと、「氏院」としての勧学院開設との関係。
- 二、平安初期の文章道の隆盛と大学寮別曹としての勧学院成立との関係。

最後にその要点のみをまとめておくこととする。

延暦年間をさかいとして、大学寮の官界登竜門としての性格が非常に強められた。大学寮学生の出身には、成業の後正式に登庸試を受ける場合と、成業、非業にかかわらず博士の薦举などにより国博士に任せられる場合とがあつた。延暦以後、そのどちらの場合においても大学寮学生の出身が、それ以前に比して著しく有利に行われるようになつた。また、藤原氏としては、延暦後半期に例になつて衰退期を迎える。そして当然何らかの再起の方法が考えられねばならなかつた。即ち一族中の人材の養成が当面の重大事であった。このような藤原氏の意図は、右に述べたような大学寮の状態とあいまつて、藤原氏の一門子弟に対する勧学となつて表われた。その具体的方法として、一族大学生に対する給費という方法がとられたのである。

次に、大学寮別曹としての勧学院の成立は、文章道の抬頭と深い関係を有するものである。平安朝初期は、大学寮内で

文章道が非常に重視された時期であった。そのため、定員の少ない文章生となることは、困難を極めた。このような事情を反映し、また文章院が開設されたこともあるて、大学寮曹司に住まないものは、文章生に補されないという厳しい制約が設けられた。ここに、大学寮別曹としての勧学院の成立の原因を求めることができる。

以上、勧学院創設の背景について考察をすすめてきたのであるが、藤原氏が衰退期にあたって何とか再興をはかるうとする姿がうきぼりにされる。衰退期に青年時代を送った冬嗣によつて、勧学院が開設されたことは、よくその間の事情をものがたっている。そしてその藤原氏の意図は、ほぼ成功をおさめたものと思われる。後に在原行平が、獎学院を建てるにあたつて、「冬嗣が勧学院を開いたため、藤原氏は才子が輩出した。」と述べているのは、⁽²²⁾ 勸学院開設の成功をはつきりと示しているものと言えよう。

註

- (1) 高橋俊乗『近世学校教育の源流』、桃裕行『上代学制の研究』久木幸男『大学寮と古代儒教』等
- (2) 『令義解』卷三、学令(『国史大系』卷二十二)
- (3) 『三代実録』卷十八(『国史大系』卷四)
- (4) 『令義解』卷四考課令(『国史大系』卷二十一)
- (5) 『令義解』卷四選叙令(『国史大系』卷二十二)
- (6) 『令義解』卷四考課令(『国史大系』卷二十二)
- (7) 『令義解』卷四選叙令(『国史大系』卷二十二)
- (8) 『令義解』卷十七選叙令(『国史大系』卷二十三)
- (9) 『類從三代格』卷五(『国史大系』卷二十五)
- (10) 拙稿「貢舉制の一考察」(『史学』第四十三卷第一・二号)
- (11) 『令義解』卷四選叙令(『国史大系』卷二十二)
- (12) 『続日本紀』卷三(『国史大系』卷二)
- (13) 『続日本紀』卷四(『国史大系』卷一)
- (14) 『続日本紀』卷七(『国史大系』卷一)
- (15) 『続日本紀』卷三十五(『国史大系』卷二)
- (16) 桃裕行『上代学制の研究』
- (17) 宝龜三年には正五位上淡海真人三船が文章博士になつており、さらに延暦六年には從五位下朝原忌寸道永が文章博士となつてゐる。
- (18) 『延喜式』卷二十大学寮(『国史大系』卷二十六)
- (19) 『本朝文粹』卷二(『国史大系』卷二十九・下)
- (20) 桃裕行『上代学制の研究』しかし久木幸男氏は『大学寮と古代儒教』において八世紀前半説をとつておられる。
- (21) 『日本紀略』前篇卷二十(『国史大系』卷十)
- (22) 『本朝文粹』卷五(『国史大系』卷二十九・下)